

2008年9月16日

同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会御中

崇仁まちづくり推進委員会
会 長 奥 田 正 治

検討項目2「コミュニティセンターの在り方について」に対する意見書

標記検討項目について、以下のように意見がまとまりましたので、貴委員会に対し提出いたします。

1. コミュニティセンターは、長年隣保館として、私たち同和地区の社会的・経済的・文化的生活の向上に、大きな役割を果たしてきました。また、旧隣保館は、地区住民がその用地確保に協力するなど、京都市と地区の協力と連携のもとにその建設や運用がなされてきた施設でもあります。

崇仁地区におきましても、昨年度ようやくコミュニティセンターを含む、老人デイサービスセンター、地域包括支援センターのある「東棟」、並びに診療所・消防分団器具庫のある「西棟」からなる総合施設「うるおい館」が、崇仁学区のみならず下京区民の安心安全で潤いのある生活の一拠点として、区民のコミュニティの輪を育むための施設として建設されたところです。この施設は、京都市と地域住民とのパートナーシップのもと、平成11年3月に策定された、住環境整備事業を核とする「京都市崇仁まちづくり計画」の具体化として、第1に人権文化の息づくまちづくりに向けた交流とコミュニティ活動の拠点として、第2に保健・医療・福祉の連携による総合的できめ細やかなサービスの拠点として建設してきたものであります。

この「うるおい館」の建設に当たっては、施設設置目的を始め建設計画・運用計画等を、崇仁地区住民のみならず周辺地域の各種団体や関係諸機関と協議を重ね、京都市と下京消防団、社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会等を管理者・事業主体として活用されています。過日、貴委員の皆さまにも見学していただきましたように、次のような特徴を持った施設として、市議員や多くの市民から「誰もが気軽に立ち寄れる開放的な施設」と言っているようです。

(1) ユニバーサルデザインの実現 ～誰もが気軽に立ち寄れる施設～

- ・玄関前にインターホン付き案内板を設置
- ・総合案内板には、日本語、点字、ハングル語、英語で表記
- ・東棟に設置された多機能便所には、各階の利用形態に即して小児用便器、オストメイト、折りたたみベッド、ベビーシート等を設置

(2) 環境への配慮 ～環境に優しい緑豊かな施設～

- ・雨水利用設備を整備し、雨水を再利用
- ・屋上に太陽光発電設備を整備
- ・太陽熱給湯設備の整備（老人デイサービスセンターの浴室の給湯に利用）
- ・西棟の屋上緑化、敷地内に多くの植栽を配置

（３）その他 ～うるおいとにぎわいあふれる空間～

- ・施設の名称である「うるおい館」は、施設の東棟と西棟の間に流れる高瀬川に架かる「人の心にうるおいを」という住民の方々の願いから付けられた橋の名称「うるおい橋」にちなんで付けられました。
- ・高瀬川の両岸近辺は、東棟１階の交流ロビーとの一体的な利用も可能な、うるおいとにぎわいあふれる緑豊かな空間となっています。
- ・東棟１階の交流ロビーに描かれている壁画は、平成１９年３月末をもって京都市立下京中学校に統合となった京都市立皆山中学校の生徒が描いた絵をモチーフに作成されたものです。

また、この「うるおい館」に開設された京都市下京・東部地域包括支援センターは、下京区内で５番目のものとして、稚松、菊浜、皆山、崇仁の４学区を従来センターより分離独立して担当することとなり、地域高齢者に対する心身の健康保持及び生活の安定のためにより細かな支援が実現することになりました。

２．このようにコミュニティセンターを含む新しく建設された「うるおい館」は、旧崇仁コミュニティセンターの建て替えに際し、同和地区に保健・医療・福祉の連携による総合的できめ細やかなサービスの拠点を併設し、多くの人々の利用を促進することによって、人権文化の息づくまちづくりに向けた交流とコミュニティ活動の拠点になることを目的として活動が始まったばかりです。このようなときに、京都市が貴委員会に対して標記検討課題を提起したことに、正直驚きと不信を隠しきれません。

第１に、京都市とパートナーシップによるまちづくりを進めてきた中で、このような検討課題について、当事者である地元とこれまでまとめた協議をしたことがないという点です。しかも提案されている内容の多くは、初めて知るものでした。貴委員会に提案する前に、歴史的に長い経過と関係を持つ地元とコミュニティセンターの今後の在り方について十分協議し、そのような協議の中からどのような検討課題があるかをきちんと整理した上で、必要な諮問案件があれば、貴委員会等に提起されるべきであると考えます。

第２に、コミュニティセンターは、崇仁地区のように他の施設との総合施設のようなものあれば、独立したタイプのものもあります。また、地域の規模や人口、立地条件も異なります。その点で、コミュニティセンターは一様に論じられるものではなく、地域の活用状況や特性を踏まえた上で、具体的な利用内容を協議し決定する必要があります。崇仁地区では、地区内にある柳原銀行記念資料館への来館とタイアップした学校教職員の同和

人権研修会や市民人権講座などもコミュニティセンターを利用して広く実施されています。統計上の数値だけでなく、実際の諸条件に適した運用が求められるからです。その意味でもまずは地元との協議を行い、地域によって独自性や運用面における違いも含め改革に向けての英知を集めるべきであると考えます。

第3に、コミュニティセンターの活用を有為なものとするためには、地元との協議だけでなく、利用度の比較的高い「周辺地域」住民との協議を十分行い、どのような活用の仕方が住民のニーズに合うのか、住民意識調査や周辺地元団体との協議をすることも不可欠であると考えます。私たち崇仁地区の小学校は、稚松、菊浜、皆山学区の六条院小学校に植柳小学校を加えた新しい統合小学校（下京涉成小学校）が誕生します。行政区は違いますが、南区のマダン活動やコリアンの方々とも交流があり、施設利用もしていただいています。現在、コミュニティセンターが実施している「相談事業」「貸館事業」「交流事業」について、京都市は貴委員会に対して分析結果を示していますが、「市民のニーズ」や「住民主体」を掲げながら、その中には当該地区住民並びに周辺地域の市民の声が何ら反映していません。周辺住民のニーズや利用についての協議も重ね合わせ、その結果を尊重すべきであると考えます。施設利用の課題は、地区住民の活用の仕方だけではなく、周辺住民の「利用しにくい」という意識の背景に、同和地区に対する忌避等の差別観念が存在していることも多々あります。したがって、施設利用については、周辺住民と十分協議を重ねること自体が、人権文化の形成につながることになるからです。

最後に、コミュニティセンターの在り方については、経済効率を優先すべきではないと考えます。なぜなら、コミュニティセンターは、差別によって社会生活上様々な諸制約を受けている者に対する「人権保障」の拠点でもあるからです。教育の機会均等の権利が保障されることなく、文字を十分に読めない高齢者が地区には今なお多数生活しています。少子高齢化率は各地区とも市民レベルを遥かに上回っています。世話を必要とされながら、エレベーターもない老朽化した改良住宅に居住し、お医者さんに行く日、市営浴場に行き入浴する日、買物する日を毎日一回どれかに決めながら、つらい階段を上り下りしている老人がいます。このような地区の現状がある中、周辺地区の住民の利用も視野に入れ、必要なところに手の届く、きめ細かい支援を行う市政の街角窓口として、コミュニティセンターの「相談事業」は充実していくことが必要であると考えます。

また、「人権文化の交流」拠点としても、それらの事業効果は、経済効率では測り知れるものではありません。人権文化に対する市政は、民主主義社会の主体形成の基盤づくりとなる文化的社会投資という側面を持っているとも言われています。同和地区及びその周辺地域の住民を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点として、人権・同和問題の速やかな解決に資する「貸館事業」「交流事業」施設の社会的役割は、今後もますます重要となると考えます。人権に関わる行政の検討に当たっては、これらの観点が不可欠であるからです。

３．以上の点から、私たちは、貴委員会が「検討課題２、コミュニティセンターの在り方について」は、京都市の資料のみをもって結論を出すことなく、「地元や周辺住民からのニーズや意見を聴取し、それを基に住民が主体となった協議を行うことを優先実施する」旨の提言をしていただきますよう、要望する次第です。